



2月号

編集・発行 栃木県企画部広報課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-2159 FAX 028-623-2160



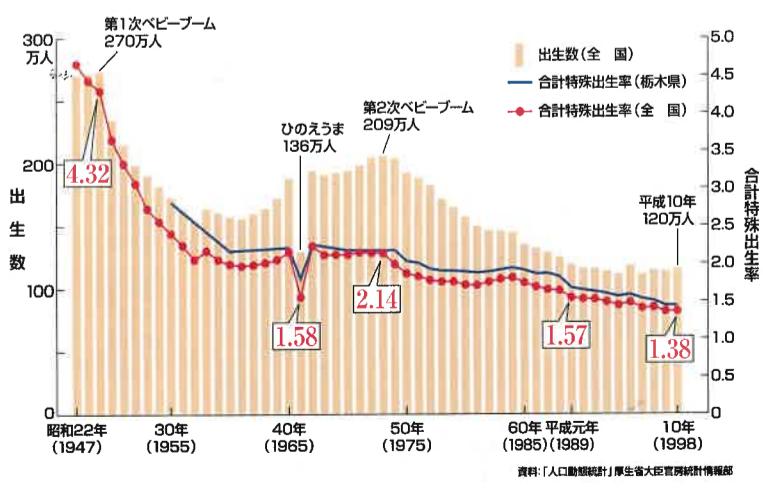
考えてみませんか 少子社会

進む少子化

子どもの数が減る

県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均）は、平成10年には1.44。全国よりはわずかに高いが、現在の人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っている

■出生数および合計特殊出生率の推移(全国と栃木県の状況)



少子化の原因・背景

少子化は様々な原因が重なりあって生じてきました。しかし直接的な最大の原因是、未婚率の上昇

本県の出生数は、昭和四十八年の三一、七八五人がピーク（第二次ベビーブーム）で、平成十年には約六割の一八、八三六人にまで減少しています。

県の総人口は平成九年九月に二〇〇万人に到達しましたが、翌十年には高齢者（六十五歳以上）の割合と子ども（十五歳未満）の割合が逆転、「少子高齢化」を象徴する年となりました。今そのまま少子化が進むと、二〇一五年から二〇二〇年頃を境に、人口減少社会に入ると予測されています。

子どもにも影響が！

少子社会では、子ども同士の交流が減ることや、親の過保護などによる子ども自身の健やかな成長への影響、子どもたちが親になつたときの育児不安などが心配されています。

また、少子化と高齢化が進行する一方、生産年齢人口が減少し、年金・医療福祉などの社会保障においても、現役世代の負担を増大させます。

ひとつ笑顔よりたくさんの笑顔

や晩婚化にあるといわれています。その背景には結婚に対する意識の変化、女性は家庭・男性は仕事という根強い役割分業意識、仕事と育児の両立への負担感、子育てや教育にかかる費用負担へのためらいなどがあると考えられています。

子育てを支える環境づくり

●「すくすく子育ち子育てプラン」の推進

子どもは親にとって、
何よりもかけがえのない
存在です。社会にとって
ても次の世代を担う、大
切な宝です。

そして、明日を見つめ
て輝く子どもたちの瞳は、
親にとって子育てへの大
きな励みです。



栃木県知事 渡辺文雄

子育て支援の第一歩は、子どもを欲しいと願う人が安心して
生み、育てられる社会、子どもたちが健やかに、そして、たく
ましく育つていく社会をみんなで築き上げていくことにあると
思います。

二十一世紀を活力に満ちた豊かな時代にするため、また、子どもたち自身のためにも、少子化は社会全体で取り組むべき課題です。
結婚や出産、子育ては、個人の価値観に深く関わる問題ですが、子どもを持ちたいのに持てない要因があるとすれば、その妨げになつている要因を取り除くことが必要であると考えます。



●様々な特別保育で多様化するニーズに対応する保育園



●「すくすく子育ち子育てプラン」
情によって生じるニーズに対応できる環境を整えようと、保育所の特別保育を推進しています。ここではそのいくつかを紹介します。

県では、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を築くための指針として、平成八年三月、「すくすく子育ち子育てプラン」を策定し、子育て環境づくりのための様々な施策を積極的に推進しています。ここではそのいくつかを紹介します。

核家族化が進み、働く女性が増えていることなどから、子育て家庭の保育所へのニーズも多様化しています。県では、親たちのそれぞれの事情によって生じるニーズに対応できる環境を整えようと、保育所での特別保育を推進しています。

●地域で子育て家庭を支援

子育てをしている家庭では、親たちが不安や悩みを持つたときに相談できる相手が周囲にいないケースが少なくありません。

そこで誰でも気軽に相談できる場所として、保育所や地域の施設を活用した地域子育て支援センターの設置を推進しています。

このセンターは、地域における子育て支援の核となるもので、子育てに関する豊富な知識や情報を提供するほか、育児講座の開催、親同士の交流の場などの提供も行っています。

また、県内には、子育て中の親たちが、子どもと一緒に活動しながら、友達づくりや子育ての情報交換をする子育てサークルが二百以上あります。

県ではこのようなサークルを含め、子育て中の方や子育てを応援される方などが参加していただけます。イベントや交流会を積極的に開催し、子育てに関する情報提供を行っています。



県では放課後児童クラブの運営や指導員育成の支援に努めています。

みんなで進める ひとにやさしいまちづくり

歩道の段差やせまい入口のため利用しづらい建築物等、私たちの身の回りには、高齢者や障害者の方などの自由な行動を妨げるような様々なバリア(障壁)が存在しています。こうしたバリアを取り除き、みんなが安全で快適に暮らすことができるような生活環境づくりを進めるため、昨年十月、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定されました。



建築物等の届出制がスタート

条例では、「ひとにやさしいまちづくり」を進めるためには、県・市町村・県民・事業者がそれぞれの責任が定められています。

条例では、これらの公共的施設新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。

条例では、「ひとにやさしいまちづくり」に関する施策の策定と実施する施設の策定と実施

条例では、これららの公共的施設を新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。

県・市町村の責務

条例では、これららの公共的施設を新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。

条例では、「ひとにやさしいまちづくり」に関する施策の策定と実施

条例では、これららの公共的施設を新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。

自ら設置し、又は管理している公共的施設(※)を高齢者や障害者等が円滑に利用できるようになります。

条例では、これららの公共的施設を新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。

条例では、「ひとにやさしいまちづくり」に関する施策の策定と実施

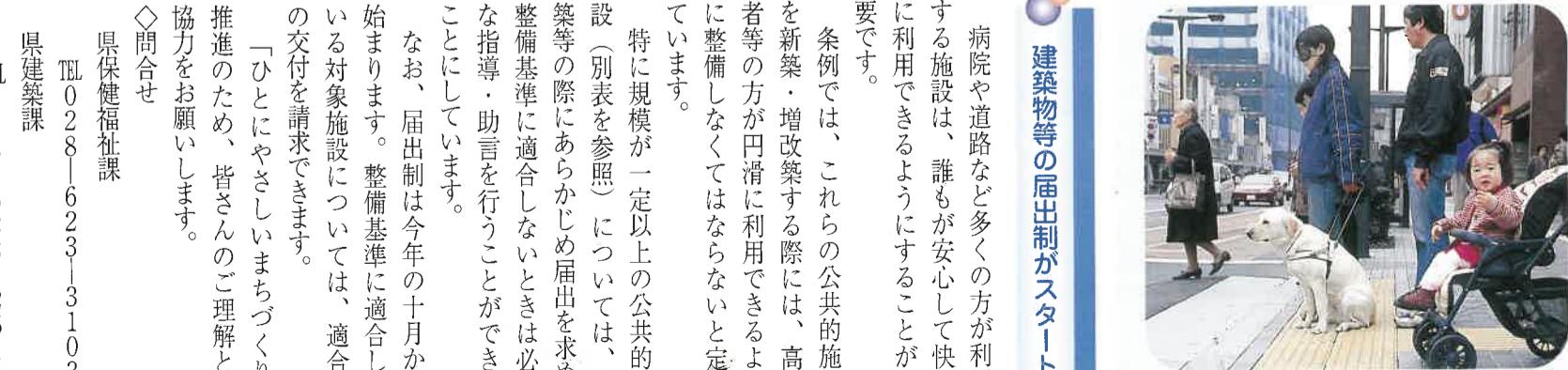
条例では、これららの公共的施設を新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。

行政間の緊密な連携と協力

条例では、これららの公共的施設を新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。

条例では、「ひとにやさしいまちづくり」に対する理解を深め、県や市町村の施策

条例では、これららの公共的施設を新築・増改築する際には、高齢者等の方が円滑に利用できるようになります。





●出土した人面付土器（高さ13.7cm 幅11cm）

TEL 028-623-3425

昨年十一月十八日、栃木市の大塚古墳群内遺跡で、約二千年前（弥生時代中期）の集団墓地からりんご人面付土器が出土しました。人面付土器は、県内三例目の出土で、今回の土器は全国的にも例外的な人面付土器が出土しました。

◇問合せ 県文化財課



●選手宣誓する星野君（日光高校）

TEL 028-623-3417

一月二十二日から二十六日まで、日光市・宇都宮市で冬の全国高校総体が行われ、銀盤の上で、全国の高校生たちが熱い戦いを見せてくれました。本県からは日光高校アイスホッケー部が準々決勝、日本高校の神山尚美選手が女子五百mで決勝に進出しました。

◇問合せ 県保健体育課



●とちぎのコシヒカリ 100%使っています!!

TEL 028-623-2333

また、日光高校と宇都宮中央高等学校の生徒たちが大会の運営にも携わるなど、大活躍しました。

◇問合せ 県農産課

一千年前の人面付土器が出土



●子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を

通常の保育時間（八時間）を超えて預かる「延長保育」や、ゼロ歳児から利用できる「低年齢児保育」。心身に障害を持つた子どもの「障害児保育」や、日曜祝日などに利用できる「休日保育」などを積極的に推進しています。

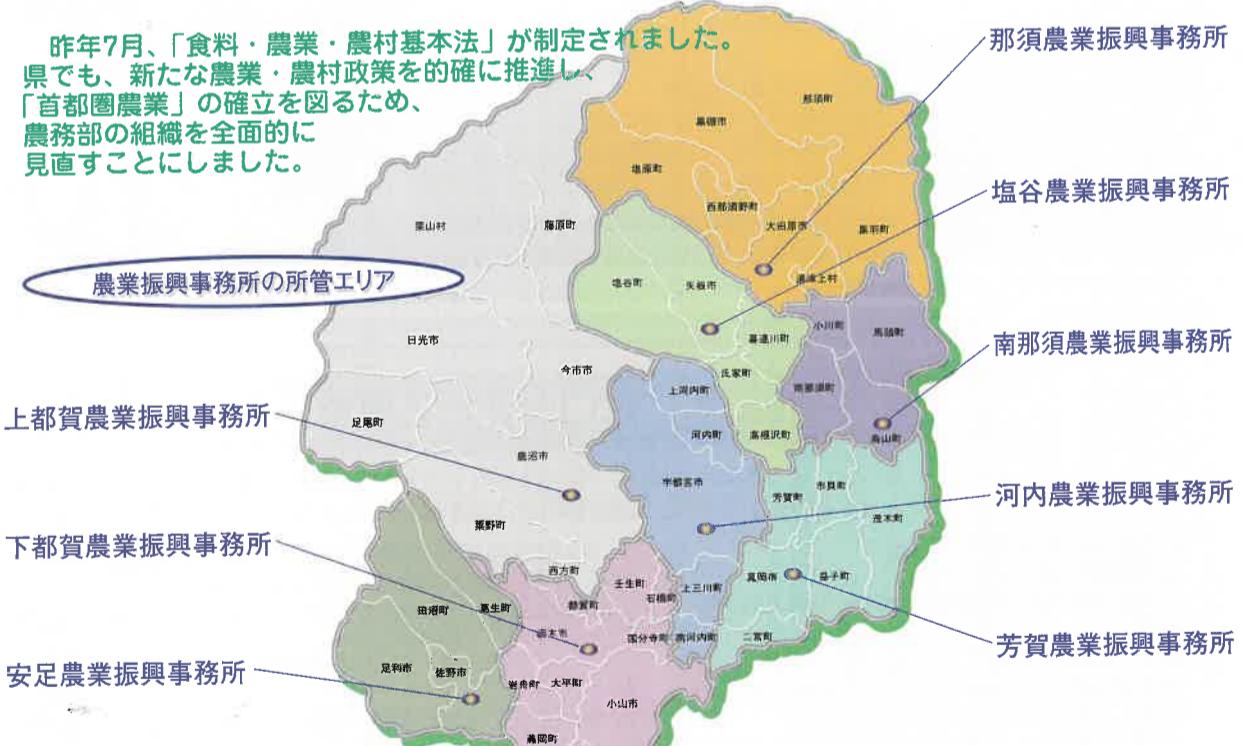
また、週に三日程度の勤務をする方や、病気・冠婚葬祭など緊急時に利用したい方、教養講座を受講したりボランティアに参加する場合など、ふだんは家庭で育児をされている方にも利用していただけます。

こうしたクラブは県内十二市二十五町に約百六十カ所あり、約五千人の児童が利用しています。



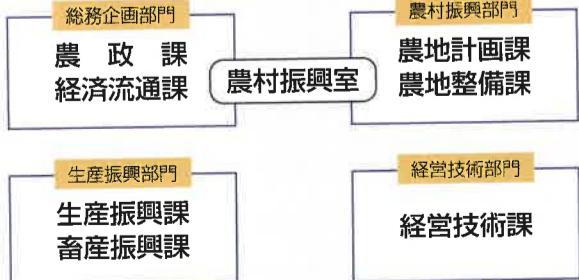
4/1～農務部が変わります！

昨年7月、「食料・農業・農村基本法」が制定されました。県でも、新たな農業・農村政策を的確に推進し、「首都圏農業」の確立を図るため、農務部の組織を全面的に見直すことにしました。



●本庁

農政のこれから展開方向を見据え、今まで8課で構成されていた農務部本庁の組織を、4つの部門に整理し、7課1室に再編成します。



●出先機関

農業振興事務所

地域の課題をより総合的、効率的に解決できるようにするために、これまで事業ごとに設置されていた農政事務所、農業改良普及センター、土地改良事務所、計31か所を再編成し、農業振興事務所(8か所)を設置します。

家畜保健衛生所

県内の4地区にあつた家畜保健衛生所に家畜衛生研究部を組み込み、県央、県南、県北の3事務所に再編成します。

●その他の機関

農業環境問題への視点から、肥飼料検査所と病害虫防除所を統合した農業環境指導センターを設置します。

◇問合せ 県農政課 TEL 028-623-2272



届出の対象となる主な施設

施設名	施設の規模
医療機関・薬局	すべての施設
社会福祉施設・博物館・美術館等	すべての施設
都市公園・動物園・植物園等	すべての施設
学校・金融機関等	100m ² 以上
劇場・映画館・観覧場	200m ² 以上
百貨店・飲食店等	500m ² 以上
ホテル・旅館	1,000m ² 以上

※「公共的施設」とは、病院、百貨店、官公庁の庁舎、道路、公園等多くの方が利



花歳時記

セツブンソウ (キンボウケ科)

その名のとおり、冬と春の季節の狭間に咲く早春花。春雪の中でも健気に咲いているのを見ます。アネモネ属の一種。白い花びらは形的にはガク片で、周囲には養分を得るための根出葉が見られるのも特徴です。

ウォッキングポイント

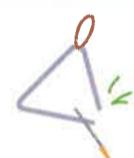
鹿沼市南摩、栃木市星宮、栗野町口栗野、黒磯市阿久戸など、いわゆる里山の雑木林の林床。見頃は3月中旬。



カルチャー
CULTURE

県子ども総合科学館

- おひがみひろば 2月20日(日)午後1時～(午後2時15分からは、折り図を見ながら自由に折れるフリータイム) ●バラエティーサイエンス 2月26日(土)・27日(日)午前10時30分～、午後1時30分～、午後3時30分～ ●楽しい工作や実験をおこなう科学発見プログラムです
- 天体観望会 3月11日(土)午後7時～
- 問合せ ☎028-659-5555



催し

●緑の相談所の催し

- 中央公園(☎028-636-7621) ■講座「春の草花の栽培」 2月27日(日)午前10時～
- 井頭公園(☎0285-82-4475) ■パンジー・サクラソウ展 2月24日(木)～27日(日)
- 那須野が原公園(☎0287-36-1220)
- 講座「サクラソウの鉢づくり」 2月27日(日)午前10時～
- みかも山公園(☎0282-55-7733) ■第13回栃木県都市公園写真コンクール入賞作品展 2月20日(日)～3月2日(木)

●動物愛護写真コンクール作品展

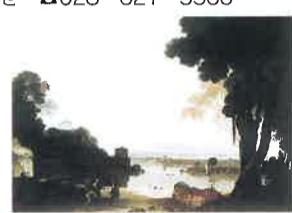
- 4月2日(日)まで午前9時30分～午後4時 県動物愛護指導センター(宇都宮市) ■入場無料
- 問合せ 同センター ☎028-684-5458

●とちぎ花フェスタ2000

- 2月25日(金)～27日(日)午前9時30分～ ■マロニエプラザ(宇都宮市) 内容 ガーデニング風庭園等の展示、園芸講座、花の無料相談、展示販売他 ■入場料 大人500円、小人250円
- 問合せ 県首都圏農業課 ☎028-623-2328

県立美術館

- 企画展「地靈と旅人」所蔵品による全館陳列 3月20日(月)まで
- 県立美術館の8000点に及ぶ所蔵品の中から、絵画、写真、工芸などの名品約200点を精選して、全館に展示了見応えのある展覧会です。学芸員による作品解説もあります
- 問合せ ☎028-621-3566



アリ
クヤ
ード
チウ
5ト
4年
サン

県立博物館

- テーマ展 ○おじいさんやおばあさんの子供の頃の暮らし ○婚・産・育の民俗 ○江戸時代の屏風絵 3月31日(金)まで
- ボタニカルアートの世界 4月16日(日)まで
- 見学会 「塚山古墳群を歩く」 3月5日(日) 申込み 往復ハガキで2月23日(水)まで 普及資料課へ
- 体験学習 「お雛様を作ろう」 2月26日(土) 当日受付へ
- 問合せ ☎028-634-1312



県総合文化センター

- 劇団四季ミュージカル『ソング&ダンス』 5月7日(日)午後6時30分開演 2月19日(土)発売開始
- 松竹歌舞伎公演 7月15日(土)午後0時30分～午後5時30分～開演 3月3日(金)発売開始
- タンゴシリーズ 「オマール・バレンテ & オルケスター・デ・タンゴ アルゼンチーノ」 6月25日(日)午後4時開演 3月10日(金)発売開始
- 問合せ ☎028-643-1010



ないよ ひとりぼっちにした その火

問合せ 県消防防災課 ☎028-623-2132

●納税証明書が変わります

- 入札参加資格申請など、県に提出する申請書に添付する納税証明書の様式が変わります
- 申請の際には、県税の納税証明書の他に、地方消費税(税務署)及び個人県民税(市町村)の納税証明書が必要となる場合があります
- 納税証明書の交付を受けようとするときは、必ず身分を証明するものを持参してください
- 問合せ 県税務課 ☎028-623-2108

栃木県産業技術大学校県北校の学生募集

- 今年4月に開校する産業技術大学校県北校では、高等学校卒業者等の方を対象に優れた環境と最新の設備により、産業界の技術革新の進展に対応できる優れた技術者を養成するため、次のとおり学生を募集しています

問合せ 県立那須高等産業技術学校 ☎0287-62-0571
県職業能力開発課 ☎028-623-3235



●地方の個性を活かした行政システムに

地方分権を進めています

個性豊かで活力に満ちた地域社会を築くため、地方分権の一層の推進が求められています。このため昨年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が国会で成立し、この4月から施行されます。「地方分権一括法」には、①国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化②機関委任事務の廃止とそれに伴う事務区分の再構成③国の関与などの見直し④権限委譲の推進⑤地方公共団体の行政体制の整備・確立などが盛り込まれています。

県では、同法の成立に伴い、関連する条例の制定や一部改正など必要な準備を進めています。また、県民に身近な事務について積極的に市町村へ委譲を進めることとしています。なお、この委譲に伴い、4月以降手続きの窓口が県から市町村に変わることあります。(主な事務は右のとおり)

今後とも市町村と連携し、分権型社会にふさわしい、簡素で効率的な行政システムの確立に努めてまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

●問合せ 県人事課 ☎028-623-2039

※個々の事務の具体的な内容等詳細については、県又は市町村の所管課にお問い合わせください。

県から市町村に窓口が変わる事務

【4月から新たに各市町村に委譲】

●浄化槽法に係る事務 【*】

- 浄化槽設置の届出受理 など
(現在の県所管: 環境整備課 ☎028-623-3107)

●墓地、埋葬等に関する法律に係る事務 【*】

- 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可、変更許可、廃止許可
●工事完了届の受理及び工事内容の検査 など
(現在の県所管: 環境衛生課 ☎028-623-3110)

●駐車場法に係る事務 【*】

- 足尾町、栗山村、小川町、湯津上村、黒羽町を除く
●路外駐車場の設置及び変更等の届出受理
●路外駐車場の管理規程の届出受理 など
(現在の県所管: 都市計画課 ☎028-623-2461)

●鳥獣保護及狩猟二閑スル法律に係る事務

- 有害鳥獣の駆除を目的とする鳥獣捕獲許可
●一部の鳥獣種に限る
●ヤマドリ販売許可 など
(現在の県所管: 自然環境課 ☎028-623-3261)

●伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務

- 単一市町村のみで製造される伝統的工芸品の指定申出の受付 など
(現在の県所管: 工業課 ☎028-623-3198)

●中小企業振興法に係る事務

- 商店街整備計画等の認定 など
(現在の県所管: 経営指導課 ☎028-623-3179)

【*】の事務は、宇都宮市には中核市移行時に委譲済。

【4月から新たに各市に委譲】

●商店街振興組合法に係る事務

- 商店街振興組合等の設立、定款の変更認可
●決算報告書類、役員変更の届出受理 など
(現在の県所管: 商工振興課 ☎028-623-3165)

【9月から新たに各市町村に委譲】

●主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る事務

- 単一市町村のみに店舗を有する小売業者の小売業登録、変更登録の届出受理 など
(現在の県所管: 農産課 ☎028-623-2333)